

鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 11 日第 201100000192 号
鳥 取 県 農 林 水 产 部 長 通 知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲のある沖合底びき網漁業者が行う代船取得に係るリース料への支援を行うことで、本県の中核的な漁業である沖合底びき網漁業の存続を図り、食のみやこ鳥取県を推進するための重要な水産資源を安定的に確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）にかかる漁業経営改善計画（以下「改善計画」という。）に基づき、漁船リース経費補助事業（「水産関係民間団体事業実施要領」（平成 10 年 4 月 8 日付 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要領」という。）別表 1 の 2 に規定された担い手代船取得支援リース事業を行う場合に限る。以下「間接補助事業」という。）を行う、別表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の合計額（「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「国の運用通知」という。）第 3 の 1—2 の(1)のイの(オ)の d の(c)の i に規定する国庫助成額及び仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）以上の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、水産振興課長が別に定める日までに提出するものとする。
- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。
 - 3 県は、規則第 6 条の 2 の該当の有無について、必要に応じ鳥取県警察本部に照会するものとする。
 - 4 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が

明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実施状況の報告）

第10条 補助事業者は、9月末時点における間接補助事業の実施状況について、様式第3号により報告書を作成し、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

（国庫助成の中止の報告）

第11条 補助事業者は、間接補助事業について、間接補助事業者から国の運用通知第3の1－2の(1)のイの(オ)のeに規定する国からの助成の中止が決定された旨の報告があった場合、速やかに様式第4号により知事に報告するものとする。

（実績報告の時期等）

第12条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日
 - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 5 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第 13 条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第 14 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（雑則）

第 15 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 11 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 8 月 3 日から施行し、平成 23 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 7 月 4 日から施行し、平成 24 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 10 月 23 日から施行し、平成 24 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 25 日から施行し、平成 26 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 12 日から施行し、平成 27 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行し、平成 29 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 11 月 7 日から施行し、平成 29 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行し、平成 31 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 8 日から施行し、令和 3 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行し、令和 4 年度に係る補助事業から適用する。

別表（第 3 条、第 8 条関係）

漁船リース補助事業

1 間接補助事業の内 容	国の実施要領別表 1 の 2 に規定された担い手代船取得支援リース事業を行う場合、リース料の一部を助成する。
2 事業実施主体	漁業協同組合
3 事業の対象となる経 費	事業の対象となる経費は、リース契約書に記載されたリース料月額のうち、付加料の額（リース料月額から船価リース月額を除いたもの）とする。ただし、次に掲げる経費は含まない。 (1) 漁協事務費 (2) 漁協事務費に係る消費税及び地方消費税
4 間接補助率	10 / 10
5 間接交付主体	市町村
6 補 助 率	2 / 3
7 重 要 な 変 更	(1) 間接補助対象経費の増額に係るもの (2) リース契約の変更に係るもの

様式第1号（第4条、第12条関係）

鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業計画（報告）及び収支予算（精算）書

第1 事業の目的

第2 事業計画（又は事業実績）

(単位：円)

事業実施 主体名	漁船 使用者名	漁船の概要 (漁船名・漁船 の規模・能力)	リース 期間	事業費 (リース料のうち 付加料部分)	補助対象 経費(算定 基準額)	負担区分				備考
						国	県	市町村	その他	
合 計										

第3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

第4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱について、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

第5 事業完了予定（又は完了）年月日

第6 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国補助金					
県補助金					
市町村					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
沖合底びき網 漁業生産体制 存続事業					
合計					

第7 添付書類

- (1) 市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱
 - (2) リース漁船の仕様書及びリース契約書の写し（リース初年度のみ）
 - (3) 漁業協同組合から国へ提出されたリース助成申請書及び国から漁業協同組合へ送付された助成決定通知の写し（リース初年度のみ）
 - (4) 国から漁業協同組合へ送付されたリース料助成月額決定通知の写し（毎年度写しを添付）
 - (5) 漁業協同組合から国へ提出された当該年度リース料助成金交付申請書（前期・後期）の写し
 - (6) 漁業協同組合から市町村へ提出された交付申請書（実績報告書）の写し
- （注）交付申請書には（1）から（4）の書類及び（6）の交付申請書の写しを添付し、実績報告書には、（5）及び（6）の実績報告書の写しを添付する。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 氏名 様

鳥取県知事 氏名

鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当 連絡先：）

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱（平成23年3月11日付第201100000192号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第4項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第10条関係）

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

市町村長 氏名

年度鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業実施状況報告

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定通知があった鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業について、鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱（平成23年3月11日付第201100000192号鳥取県農林水産部長通知）第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区分	年間 事業費 (リース料のうち 付加料部分) a	補助対象経費 (算定基準額) b	月末現在 (bの経費に係る 事業実施額) c	実施率 c / b	備考
	円	円	円	%	
合計					

<添付書類>

- ・漁業協同組合から市町村へ提出された実施状況報告書の写し

様式第4号（第11条関係）

番 号
年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

市町村長 氏名

鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業にかかる国庫助成の中止について（報告）

このことについて、別添写しのとおり国庫助成の中止が決定されたので、鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱（平成23年3月11日付第201100000192号鳥取県農林水産部長通知）第11条の規定に基づき報告します。

<添付書類>

- ・国から漁業協同組合への助成中止決定通知の写し
- ・漁業協同組合から市町村への国庫助成中止の報告の写し

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

市町村長 氏名

○○年度鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

○○年○○月○○日付第○○号により交付決定通知があった○○年度鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金について鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額

（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）

金 円

2 実績報告控除税額

（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 要補助金返還相当額 $(3 - 2) \times$ 補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額

金 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。